（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の四において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。	［ロ～ト　略］

［二・三　略］

［2～6　略］

（顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為）

第六条の三　法第七条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

［号を削る。］

一　正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。以下この号及び次号において同じ。）と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

二　［略］

（訪問販売における禁止行為）

第七条　法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　［略］

二　若年者、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。

［三～八　略］

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第七条の四　法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　略］

四　売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除があつた場合において、商品又は権利の代金が支払われているときは、販売業者は、申込者等に対し、速やかに、その全額を返還すること。

五～十　［略］

2　［略］

3　書面に記載するに際し、第一項第二号から第四号までに掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　［略］

5　販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号から第四号までに掲げる内容について申込者等に告げなければならない。

（法第九条第一項の申込者等をいう。以下この条及び第七条の二において同じ。）は、書面により商品の売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除を行うことができること。	［ロ～ト　同上］

［二・三　同上］

［2～6　同上］

（顧客の財産の状況に照らし不適当と認められる行為）

第六条の三　法第七条第一項第四号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結であつて、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える特定権利（法第二条第四項第一号に掲げるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の売買契約の締結又は日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超える役務の役務提供契約の締結について勧誘すること。

二　正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について、当該売買契約又は役務提供契約に基づく債務を履行することにより顧客にとつて当該売買契約に係る商品若しくは特定権利と同種の商品若しくは特定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること又は当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知りながら勧誘すること。

三　［同上］

（訪問販売における禁止行為）

第七条　法第七条第一項第五号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

一　［同上］

二　老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること。

［三～八　同上］

（契約の申込みの撤回等の妨害後の書面の交付）

第七条の四　法第九条第一項ただし書の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～三　同上］

［号を加える。］

四～九　［同上］

2　［同上］

3　書面に記載するに際し、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容については赤枠の中に赤字で記載しなければならない。

4　［同上］

5　販売業者又は役務提供事業者は、法第九条第一項ただし書の書面を申込者等に交付した際には、直ちに申込者等が当該書面を見ていることを確認した上で、第一項第二号及び同項第三号に掲げる内容について申込者等に告げなければならない。